

平成 29 年
第 5 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 5 月 31 日(水) 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(33 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子
29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(2 人)

25 番 西牟田 實盛 32 番 大隣 講平

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 35 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 36 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 7 議案第 37 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴

取決定について

- 日程第 8 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 39 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について
- 日程第 10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美
農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 係員 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。25 番 西牟田 委員 32 番 大隣 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 33 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 29 年第 5 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 77 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はござい

ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、3番 宮原 俊郎 委員、4番 山脇 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日5月31日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画の合意解約（8件）及び議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約（3件）について説明いたします。3ページからになります。

今回、農用地利用集積計画による通知事案ですが、13件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他の申し入れです。解約の主導は、全て貸し人主導によるもので、解約の理由は、所有権移転によるものが8件、中間管理への乗換が2件、あと耕作者変更、農業再開、賃貸借変更によるものがそれぞれ1件となっておりますが、詳細は4ページから6ページをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が4筆3,885㎡、畑が21筆20,849㎡、合計25筆24,734㎡の合意解約となります。地域別では、潁娃地域3件、知覧地域3件、川辺地域7件と

なっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。が、その前に前回の委員会で質問要望のあった件についてお答えいたします。1件目は〇〇〇〇の件ですが、先月の委員会でもお答えしましたが再認定の中身については、代表者の変更でありまして、〇〇〇〇は残ります。そのうえで、〇〇〇〇から〇〇〇〇に一部貸し付けが行われたという事でした。また、もう1件の所得と、収入の統一については農政課に申し入れしましたので報告いたします。では資料は9頁になります。今回認定されたのは3件です。再認定が4件あります。

まず、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、両親と茶5haとキャベツ2.5haの経営を行ってきましたが、規模拡大、機械導入、優良品種転換等のより経営の安定、省力化に努め年間労働時間2000時間以内をめざし、ゆとりある生活を目指しています。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による施設等の更新を希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、両親と甘藷9.4haとキャベツ3haの経営を行ってきましたが、農地の借入、連担化や機械の導入、優良品種への転換を図り経営の安定、省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による機械の更新や施設の更新などを希望しています。

次に、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、両親と茶4.7haとキャベツ70aの経営を行ってきましたが、後継者の私が経営に参

加することに伴い、規模拡大、機械導入、農地の連担化、優良品種転換等により経営の安定、省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による施設等の更新を希望しています。

尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございまして、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第35号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。12筆からになります。今回の申請は、所有権移転15件、使用貸借権設定1件であります。

所有権移転について、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他の申請であります。内訳は、田が6筆で3,342㎡、畑が22筆で22,547㎡、合計28筆25,889㎡なっています。理由は、3番は社会福祉法人の自立支援体験学習のため、4番は父、8・9番は兄、15番は知人からの受贈、6番は営農開始するもの、その他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が500,000円で、畑が155,000円から2,538,000円で売買される予定です。地域別では、颯娃4件、知覧7件、川辺4件でございます。法第3条第2項各号の判断については、17筆から24筆の調査書のとおりでございます。併せまして6番、8番、9番、12番は参考に営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 12 番の方は家族がやっているのでしょうか。

農地係 家族の方が今後は帰省等されてその部分については作るという事で、現在は1人なのですが、その家族の方が帰省した後に作業に入るという事で申請代理人からは聞いています。

議長 他に質問、ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第35号の案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第35号の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第36号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。知覧地区調査員の報告をお願いします。

田中委員 5月18日、東垂水委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、報告いたします。29頁、審議番号1番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,011㎡です。変更理由は、申請地周辺は住宅地で利便が良いことから、共同住宅2棟を建築するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の30・31頁の地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、東及び西側は宅地に、南側は道路に接しています。0.1から0.5mの盛り土を行い、境界はブロック積みとするので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は道路側溝に、污水・生活雑排水は下水道で処理します。日照・通風等については、1m程度離して建築するので、

影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、申請農地の共同住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 審議番号1番について、補足説明いたします。
立地基準ですが、申請地の南側が、上水道及び下水道が敷設された幅員4m以上の市道〇〇線に面しており、かつ申請地から概ね500m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇の2つの医療施設及び公共施設があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、共同住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明は終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今の、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第36号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第36号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意

見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第7 議案第37号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員の報告を求めます。

まず、所有権移転の知覧地区分2件の報告をお願いします。

東垂水委員 33頁、所有権移転の審議番号1番です。譲受人が、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人が、長崎県佐世保市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の277㎡です。申請人は、申請地の隣接地の宅地を購入するにあたり、併せて申請地を購入して駐車場として整備するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の35・36頁の地図をご覧ください。申請地の西側は畑に、北側と東側は併せて購入する宅地に、南側は道路に接しています。現状のまま利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、駐車場として利用するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、駐車場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の311㎡です。申請人は、妻の母が経営している〇〇に勤務しているが、申請地に隣接する宅地2筆と申請地を購入し、現在不足している〇〇の駐車場を申請地に整備して、〇〇へ貸し出すものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の37・38頁の地図をご覧ください。申請地の北側は道路を挟んで公民館に、西側と南側は併せて購入する宅地に、東側は畑に接しています。現状のままの利用で、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝に放流し、日照通風等については、駐車場としての利用であるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、駐車場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 次に、川辺地区分2件について報告をお願いしますが、次の賃借権設定の1件も関連がありますので、一緒に報告をお願いします。

外菌委員 5月18日、下之門委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので報告いたします。審議番号3番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、

川辺町〇〇他1筆、畑の合計832㎡です。申請人は不動産業を営んでいるが、申請地周辺は住宅地で利便が良いことから、隣接する宅地と併せて購入し、宅地4区画を造成しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の39・40ページの地図をご覧ください。申請地の北側と東側は宅地に、西側の一部は一体利用する宅地に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用し、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し放流します。日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、宅地造成での転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番ですが、44ページの賃貸借設定の審議番号1番と関連がありますので、併せて報告いたします。譲受人及び借人が、鹿児島市の〇〇〇〇〇さん、譲渡人が24人で、川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さん他23人と、貸人が1人で、鹿児島市の〇〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか57筆です。内訳が、田が2筆で1,128㎡、畑が56筆で69,055㎡の合計70,183㎡です。隣接地の山林2筆、宅地5筆、原野5筆を加え、合計82筆、89,568㎡を一体利用して、太陽光発電に適した申請地に発電施設等を設置しようとするものです。現地の場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の41から43ページ、及び45ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は、畑、山林化した畑及び山林に接しています。ほぼ現状のまま利用し、周囲には防護柵を設けるので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は沈砂池を設け、水路に放流します。日照・通風等については、施設高が1.6m程度のため周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 まず、審議番号1番ですが、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁

の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、宅地造成での転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番ですが、44 頁の賃貸借設定の審議番号1番と関連がありますので、併せて補足説明いたします。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求

書が、添付されております。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

小原委員 34 ㊦の地目が〇〇は田んぼですが 42 ㊦の地図は畑ですが、この辺は田んぼというのは無いと思うのですが、田んぼですか。

農地係長 一応登記地目が2筆存在しています。〇〇・〇〇が田んぼとなっています。〇〇が田んぼというわけではありません。

吉崎久委員 審議番号4番なのですが、面積的にも30,000㎡を超えていると、その施設の予定地の中に住宅が何件か含まれているようですね。その様な施設を作ることによって二次災害等の危険性は無いのか、防災上の問題は無いのですか。

農地係長 一応現地調査の時、業者の方とその辺についてもお話したのですが、住んでいらっしゃる方の中にも地権者もおられるし、近日中に説明会を開くという事で伺っております。したがって、ここに住んでいらっしゃる方で地権者の方からは、承諾は得て申請しているという事です。

梶山委員 ちなみに承諾しているのは41 ㊦でいえばどなたたちですか。対象者全員ですか。

議 長 暫く休憩いたします。

議 長 それでは休憩前に引き続き再開いたします。ただ今の4番と44 ㊦の1番についてはとりあえず保留にして頂いて、あと住民の皆さん方の同意を取ってから審議させていただくというふうに決定させていただいてよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 他に質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 37 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定に係る案件については、所有権移転の 1 番 2 番 3 番について申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することとし、4 番と賃借権設定の 1 番については次回審議するという事でご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 37 号に係る案件については、所有権移転の 1 番、2 番、3 番について申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することとし、4 番と賃借権設定の 1 番については次回審議するという事に決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。47 号からになります。

まず、「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、他 4 件であります。理由は、3 件が規模拡大によるもの、1 件が農地売買等事業によるものとなっております。地目の内訳は田が 2 筆で 2,390 m²、畑が 3 筆で 5,693 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a あたり 400,000 円から 839,948 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 2 件、知覧 1 件、川辺 2 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。49 号から 56 号です。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、他 59 件になります。設定面積は、田が 23 筆で 23,286 m²、畑が 53 筆で 74,412 m²、合計 76 筆の 97,698 m²になります。地域別では、潁娃が 3 件、知覧が 9 件、川辺が 48 件、合計 60 件となっております。

次に、「賃貸借権の転貸」の設定であります。57 号・58 号です。利用権の転貸をするものは川辺町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。設定面積は畑が 3 筆の 5,793 m²と

なっており、地域別では川辺地域1件となっております。

次に、「賃貸借権」の移転についてであります。59 ㍿・60 ㍿になります。利用権を移転する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、利用権の移転を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は、畑が5筆の6,446 m²となっており、地域別では知覧地域1件となっております。

次に、「使用貸借利用権」の設定であります。61 ㍿・62 ㍿になります。利用権を設定する者は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他3件であります。設定面積は、畑が4筆の5,096 m²となっており、地域別では、頴娃2件、知覧1件、川辺1件、合計4件であります。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号12番については宮原俊郎 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号12番を除く案件59件と賃貸借利用権の転貸の全案件と賃貸借利用権の移転の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第38号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号12番を除く案件59件と賃貸借利用権の転貸の全案件と賃貸借利用

権の移転の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり
適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 38 号のうち、議事参与の制限に該当する案件
について審議を行います。宮原委員の退室を求めます。
(宮原俊郎 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用
集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 12 番については、申請ど
おり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 38 号の内、議事参与の制限
に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定
いたします。宮原俊郎 委員の入室を許可いたします。
(宮原俊郎 委員 入室)

議 長 宮原俊郎 委員に報告いたします。議案第 38 号 農業経営基盤
強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制
限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定
されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 39 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平
成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平
成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認についてを
議題に供します。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は 64 頁からです。農業委員会の活動点検・評価につきましては、
農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況を公
表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することとなっております。本

日は、平成28年度の評価と平成29年度の活動計画につきまして、承認いただきというものでございます。まず、64頁からの平成28年度の点検・評価については、「法令事務に関する点検」、「法令事務に関する評価」、「促進等事務に関する評価」の3つからなりますが、総会の開催日や、議事録の公表など市のホームページにより周知しており、その他の項目につきましても概ねその内容は目標を達成したものと考えております。また、73頁からの平成29年度活動計画でございます。「農業委員会の状況」、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」の5つからになっております。今後の日程は、本日、承認を受けた後、6月末までに市のホームページに掲載して公表することになります。また県を通して国に報告することになりますが、内容について県から、補正・修正依頼があった場合は、修正等後のものを、28年度の評価と29年度の活動計画として公表させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 これより審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第39号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第25号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第10 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長	無いようでございますが、事務局は何かございませんか。
事務局長	今後の日程について連絡する 農業者年金，農業新聞の推進についてお願いする
議 長	只今の件について，ご質問はございませんか。
委 員	「なし」の声あり
議 長	他にございませんか。
農政係長	来月の委員会について説明
議 長	只今の件について，ご質問はございませんか。
農地係長	南九州市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについて説明する
梶山委員	9ページの別表2の7，その他市長が必要と認める資料の中に防災，災害発生時の誓約書的なものも含まれているのでしょうか。
農地係長	必要であれば提出してもらいますが，必ずしも提出してくださいというものではないです。
梶山委員	その線があいまいだと，大ざっぱな感じに受け取られかねないと思いますが。必須ではだめなのではないでしょうか。
農地係長	住民説明会で住民の方から出して下さいという要望があれば提出すべき書類になると思います。
梶山委員	促すことはしていかないといけないのではないのでしょうか。
事務局長	2ページの5，発電設備の設置における配慮事項の中に発電設備の設置に伴う災害の防止等で記載されていますので，これらをクリアできない場合は確約書等をとることになるかと思っています。

梶山委員 もし何かあった場合の担保等が住民側にもあった方がいいのかと思いますが。無いに越したことはないですが。

事務局長 このことについては都市計画課とも協議し、この部分が守られるよう要望していきます。

山脇委員 3分の6、事業計画の届出とは農業委員会に届ける日なのでしょうか。

事務局長 こちらの場合は、都市計画課の方へ提出してくださいという事です。そして、都市計画課の方で関連のある手続きを関係課でしてくださいという事になるかと思います。

山脇委員 7に事業の周知等とありますが、6と7どちらが先かはっきり表示されていないので、先ほどのようなことが起こるのだと思いますので、その辺をはっきり表示できないのでしょうか。

事務局長 太陽光発電施設等を造る際には住民説明を行い、同意を得てから話を進めて下さいという話でガイドライン作成にあたったと思いますが、そこは再度都市計画課に確認をし、お願いしたいと思います。

農政係長 農業委員の互助会費を精算いたしますので、振込みで宜しいでしょうか。

委 員 「意義なし」の声あり

田中委員 農業委員会の総会資料の処分について事務局にお願いしてよろしいですか。

事務局長 はい、事務局にお持ちください。

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 5 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 3 番 _____

会議録署名委員 4 番 _____